令和６年２月22日

# 大和市地域密着型サービス事業者公募要領
# （定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

## 1. 趣旨

本市の介護サービス基盤整備を進めるため、地域密着型サービス事業所を設置・運営する事業者を公募します。

## 2. 対象となる介護サービス種類と事業所数

定期巡回・随時対応型訪問介護看護　１か所

## 3. 対象地区

大和市内に設置する事業所で、「通常の事業の実施地域」は大和市全域です。

## 4. 公募の対象となる事業所の運営開始時期

運営の開始は令和6年度中です。

※　事業着手は、令和6年8月以降を予定しています。

## 5. 選定の方法

事業者の選定は、応募事業者から提出された書類及び応募事業者によるプレゼンテーションを総合的に審査します。ただし、良質なサービスの確保が図れないなどの理由により、選定することが適切でないと判断したときは、選定しない場合もあります。

（1） 書類審査

提出された書類は、介護保険法、大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例等との適合性、本市における各計画との整合性、その他、計画内容等を審査します。

なお、本市の意向に沿わないと判断した場合は、この時点で選外となることがあります。

（2） プレゼンテーション審査

大和市介護保険サービス審議会で、応募事業者のプレゼンテーションを審査します。

- 開催は、令和6年5月を予定しています。詳細は応募事業者に対し、連絡します。
- 各応募事業者、30 分以内（準備、質疑応答、片付け等含む）の予定です。
- 委員に、本要領「9. 提出書類」の書類審査用資料（副本）とプレゼンテーション用資料を配布します。当日は、プレゼンテーション用資料に沿って説明してください。（応募事業者による資料配布及びプロジェクター等の利用はできません）
- プレゼンテーションの内容について、録音や録画をする場合があります。

（3） 選定

書類審査及びプレゼンテーション審査を基に、別に定める選定基準の項目ごとに点数化し、評価点の合計が最上位となった応募事業を選定します。

なお、各委員の評価点の合計が満点の 6 割に満たない応募事業者及び 6 割以上の評価をした委員が出席者数の過半数に満たない応募事業者は、評価点の合計が応募事業者中、最上位であっても選定しません。

## 6. 選定の結果

- 合否に関わらず、すべての応募事業者に対して、文書により通知します。通知前の選定結果についてのお問い合わせには一切お答えいたしません。
- 選定した事業者が、その権利を他の事業者等に譲渡することはできません。
- 選定した事業者は、市の選定通知後、2週間以内に事業実施の確約書（任意書式）を提出してください。正当な理由なく提出しない場合、次位の事業者を選定します。

## 7. 応募資格

次の要件を全て満たす場合に、応募資格があります。

（1） 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない者であること。
（2） 国税及び地方税を滞納していないこと。
（3） 事業を実施するにあたり、長期的な運営を行うことができること。
（4） 事業所を整備する土地・建物について、所有権を有しているか取得が見込まれること。又は、賃貸借契約の締結が確実であること。
（5） 建築基準法、消防法、大和市各種条例、住民協定等の関係法令等を遵守した事業計画であること。
（6） 関係法令に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、整備対象年度・期間内において施設整備を完了（竣工）できること。

## 8. 補助金について（令和6年3月1日現在）

施設整備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

施設開設準備経費等の支援　15，300，000円　以内

※ 上記は神奈川県地域医療介護総合確保基金からの補助金交付です。補助内容や金額等は本市の要望が県に採択されることが条件となります。

※ 補助対象となった場合、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱等に基づく手続きが必要です。また、契約については、本市の契約規則等に準じて、契約相手方を決定していただきます。

## 9. 提出書類

次の書類を提出してください。なお、必要に応じて提出書類の追加やヒアリングを実施します。その際に対応する担当者は直接および間接的に設置運営を行う者とします。

① 書類審査用資料(提出部数 正本 1部、副本 14 部(下線の資料は正本のみ))

(1) 大和市地域密着型サービス事業公募申込書(様式 1)
(2) 地域密着型サービス事業計画概要書(様式 2)
(3) 開設までのスケジュール
(4) 資金計画書(様式 3)
(5) 収支計算書(様式 4)
(6) 法人概要(様式 5)
(7) 運営方針(様式 6)
(8) 開設等にかかる協議経過報告書(官公庁・自治会等)(様式 7)
(9) 運営基準の確認体制(様式8)
(10) 直近5年間の決算書類(損益計算書等)、直近の外部監査報告書(導入ある場合)
(11) 現在運営している施設又は事業に関する資料(事業内容のわかるもの)
(12) 現在運営している事業における、介護保険法に基づく都道府県知事及び市町村長の監査の結果通知及び改善報告書(複数ある場合は直近3年間分)
(13) 管理予定者の経歴
(14) 事業所の位置図、配置図、平面図、各室面積表、現地写真
(15) 登記事項証明書
(16) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書(様式9)
(17) 国税の納税証明書(法人税・消費税及び地方消費税)
(18) 市町村税の納税証明書(法人市町村民税・固定資産税)
(19) 土地及び建物の権利関係書類(登記簿謄本等)
(20) 土地及び建物が自己所有ではない場合、土地・建物の売買契約書(同意書)、又は賃貸契約書(同意書)

※ 市で指定する様式は、市ホームページからダウンロードできます。
※ 資料番号ごとにインデックスを付けた白紙を挟み A4 ファイルに綴じてください。
※ 様式を定めている資料について、必要に応じて補足資料を添付してください。

② プレゼンテーション用資料(提出部数 14部)

(1) 「13. 評価項目及び着眼点」の「4. 運営方針等について」と「5.特記事項について」の各評価項目についての説明
(2) その他アピールしたいことなど
(3) プレゼンテーションの出席者名簿(応募事業者の職員(社員)のみで3名以内)

**10. 応募方法**

（1）「8. 提出書類」を全て整え、電話予約の上、大和市健康福祉部介護保険課事業者指導係の窓口へ直接提出してください。

※　郵送やファックスでの提出はできません。

※　応募は１事業者１件までです。

（2）受付期間　令和6年4月8日（月）～令和6年4月26日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

（3）受付時間　午前８時30分～午前11時30分、午後１時～午後４時30分

※　不備・不足のある提出書類は受け付けません。

※　受付期間の締切間近の提出はなるべく避け、確認・修正等の期間を見込んで早めに提出してください。（令和6年3月中に提出したい場合はご相談ください。）

※　応募書類提出後の計画変更は受付期間の締切までは可能です。

※　受付期間終了後の書類の修正・差替えは市からの指示を除き認めません。

※　受付後、諸事情により辞退する場合は書面（任意書式）により申し出てください。

**11. 提出及び問合せ先**

①　提出先

大和市　健康福祉部　介護保険課　事業者指導係
所在地：〒242－8601　大和市鶴間一丁目31番7号　　保健福祉センター別館１階（小田急線鶴間駅下車　徒歩約5分）

※　受付期間前に事前相談を希望する等で窓口に来る場合、所在地が異なることがありますので事前に連絡してください。

②　問合せ先

（1）　応募内容に関する質問

質問票（参考様式④）を入力し、令和6月4月19日（金）までに、件名を「【質問】定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募内容について」とした電子メールで送信してください。なお、送信する際のメールアドレスは様式 1 に記載した担当者連絡先のメールアドレスとし、送信後は必ず電話連絡をしてください。
E-mail：ke_kaigo@city.yamato.lg.jp
電話：046-260-5170

（2）　運営基準（人員、設備等）についての質問

次のホームページの「電子申請による問合せ方法」から行ってください。その際は必ずホームページの「（注意）」に記載している内容を確認してください。
https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/20675.html

## 12. その他留意事項

（1） 情報の追加・修正等がある場合は、本市ホームページに公開します。
https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shitei_kasan/4869.html

（2） 代表者変更等、やむを得ない事情で受付期間後に計画内容に変更がある場合は速やかに連絡してください。選定後についても、補助金申請又は指定申請の内容に変更があるにも関わらず、変更申請していない場合、補助金又は指定がとれない可能性があります。

（3） 提出した書類は返却いたしません。辞退した場合も同様です。

（4） 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。応募にあたっては、関係者への詳細な説明と関係者の正確な意向を確認してください。

（5） 応募に要する費用は、すべて応募事業者の負担となります。

（6） 虚偽の記載やこの要領に関する重大な違背行為などがあった場合、選定結果を取り消すことがあります。この場合、要した費用の弁済を本市に求めることはできません。

（7） 事業計画にあたり、書類提出前に、必要となる各関係部局と調整を行うとともに、スケジュールを確認してください。なお、記載していない事項についても、必要に応じて調整を行ってください。

| 確認事項 | 連絡先（電話番号） | |
|---|---|---|
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 危機管理課 | 046-260-5728 |
| 土砂災害警戒区域 | | |
| 土砂災害特別警戒区域 | | |
| 浸水想定区域 | | |
| 自治会 | 生活あんしん課 | 046-260-5162 |
| 第9期　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 介護保険課 | 046-260-5170 |
| 埋蔵文化財包蔵地 | 文化振興課 | 046-260-5225 |
| 大和市 6 つの森を守るガイドライン | 街づくり総務課 | 046-260-5444 |
| 都市計画マスタープラン | | |
| 建築基準法 | 建築指導課 | 046-260-5425 |
| 都市計画法 | 街づくり計画課 | 046-260-5430 |
| 航空法 | | 046-260-5443 |
| 農地法 | 農業委員会事務局 | 046-260-5137 |
| 消防法 | 消防本部　予防課 | 046-260-5727 |

（8）　補助金申請する予定の場合、選定後は速やかに補助金申請する必要があります。予め、補助金申請の提出内容を確認するとともに、見積りをとる準備等を進めておいてください。

**13. 評価項目及び着眼点**

1設置主体等について

1-1地域密着型サービスの運営実績について（介護サービスの運営実績年数等）

1-2管理者の経験年数について（介護サービスの管理者経験年数等）

1-3決算書類について（損益計算書等）

1-4介護保険の監査について（監査の内容と改善状況等）

2設備等について

2-1利用者に配布するケアコール端末について（相互の意思表示が可能か等）

2-2土地及び建物の確保について（自己所有又は長期の賃貸契約か等）

2-3開設時期について（令和6年12月までに開設するか等）

3職員の配置予定等について

3-1看護職員の確保について（直接雇用又は連携する最寄りの訪問看護ステーションは近隣か等）

3-2訪問看護を行う職員の確保について（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置するか等）

3-3アセスメント及びモニタリングを行う看護職員について（当該事業所に従事者である看護職員が行うか等）

3-4外部評価について（運営推進会議における外部評価の出席者として当該サービスに知見を有する厚生・中立な第三者の出席を予定しているか等）

3-5運営基準の確認体制について（国、県及び市の条例、規則、基準及び通知等の確認方法を把握し、週1回以上確認する体制及び職員への周知体制を整えているか等）

3-6口腔の健康状態の表かの実施について（利用者の口腔の健康状態に係る評価のため、歯科医師等が従業者からの相談等に対応する体制を確保しているか等）

4運営方針等について

4-1運営方針・理念等について（内容が明確で事業展開と一致するか等）

4-2法令遵守について（個人情報等の法令順守への体制が整っているか等）

4-3人権の保護等に対する取組みについて（人権保護、権利擁護、苦情処理の体制が整っているか等）

4-4質の高いサービス提供に向けた取組みについて（サービス内容の独創性や創意工夫があるか等）
4-5終末期における介護体制について（介護体制の構築や在宅生活等の継続支援に向けた取組みがあるか等）
4-6職員の確保について（具体的な方策があるか等）
4-7職員の研修について（計画の具体性及び創意工夫のある取組みがあるか等）
4-8事故発生防止及び事故発生時の対応に関する取組みについて（明確で具体的な取組みがあるか等）
4-9防災（風水害を含む）に関する取組みについて（計画及び具体的な取組みがあるか等）
4-10地域住民等からの相談への体制について（日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保しているか等）
4-11地域住民との連携について（地域住民等と連携し、地域資源を効果的に活用した支援を行っているか等）
4-12業務継続計画について（感染症や災害発生時に継続的にサービス提供できる実態に則した計画を策定しているか等）
4-13高齢者虐待防止の推進について（虐待の発生又は再発防止のための措置が講じられているか等）
4-14介護職員の処遇改善について（介護職員の処遇改善の方策及び従業者へ周知する体制を整えているか等）

5特記事項について
5-1その他自由意見（自己 PR や特に評価してもらいたい点など）